

令和 2 年 6 月 5 日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

毎月勤労統計調査の特別調査の中止について

1. 毎月勤労統計調査の概要

- 毎月勤労統計調査については、以下のとおり、都道府県統計主管課を通じて、全国調査、地方調査、特別調査を実施。

<全国調査、地方調査>【毎月実施】

- ・ 常用労働者数 30 人以上の事業所：郵送調査又はオンライン調査
- ・ 常用労働者数 5～29 人の事業所：調査員調査^(※) 又はオンライン調査

※ 調査員調査の実施困難な場合、郵送調査を可能とする予定

<特別調査>【年 1 回、7 月時点を 8～9 月に調査】

- ・ 常用労働者数 5 人未満の事業所：調査員調査

※ 5 人未満の事業所については事業所数の変動が大きく、調査区内を巡回して事業所を把握する必要があること、また、回答の信頼性や回収率を確保するため、特別調査についてはすべて調査員調査により実施している。

(参考) 回収率：88.4% (令和元年)

2. 特別調査の利活用状況

- 国民経済計算 (SNA) において、年次推計における雇用者報酬及び労働時間数の推計、四半期別 GDP 速報 (QE) における雇用者報酬の推計に利用
- 産業連関表において、雇用者所得の推計に利用

3. 令和 2 年特別調査実施における課題と対応 (案)

<現状>

新型コロナウイルス拡大の影響により、以下の課題が発生している。

- ・ 都道府県での業務負担が増大し、また、調査員は高齢者が多く、外出・事業所訪問への不安を抱いていることから、調査員の確保が難しい状況にある。
- ・ また、従来どおり調査を実施しても、小規模事業者の協力を得られない可能性が高い。

<調査方法を変更する場合の課題>

- ・10月に国勢調査があり、調査時期を遅らせても調査員の確保は困難と考えられる。
- ・郵送調査に切り替える場合、回答の信頼性や回収率の低下、新設事業所の未把握、調査方法変更に伴う事務負担の増大などの問題がある。

<対応案>

- 上記のとおり、現状では、特別調査の実施は困難。
- また、5人以上規模事業所の調査を、引き続き、確実に実施していくため、都道府県等の人的資源を集中する必要があると考えることから、令和2年の特別調査は中止することとしたい。